

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 5月度)

- 1 日 時 平成28年5月6日(金)
開会：午後2時56分
閉会：午後3時52分
- 2 場 所 氷見市役所 201会議室
- 3 出席委員 18名
1番 川上 悦男 2番 宮内 隆 4番 澤井 義昌
5番 片折 正明 6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一
8番 寶住 與一 9番 定塚 俊弘 10番 前 建治
11番 寺山 正榮 12番 舟金 敏明 14番 関谷 博文
16番 飯野 健 17番 正保 哲也 19番 両國 明美
22番 六田 敏夫 23番 藤林 久一 24番 江添 良春
- 4 欠席委員 13番 石丸 清志 15番 北嶋 孝三 18番 阿字野忠吉
20番 木沢 孝子 21番 角地 富雄
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 農地法第2条による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 野村 佳作 農林畜産・いのしし等対策課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由佳里
- 7 総会の概要

(事務局) 定刻前ではありますが、委員の皆さんがそろわれましたので、ただいまから、平成28年度5月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

(会 長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員憲章の朗読を江添委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第4号議題 農地法第2条による農地、非農地の判断（非農地認定）について

です。

□議長 (会長) なお、本日の欠席委員は、石丸、北嶋、阿字野、木沢、角地の5名であります。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、川上委員、宮内委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題『農業経営基盤強化促進事業適格決定』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、

ご説明申し上げます。

第1号議題、番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読以上、新規——筆、再設定——筆の計——筆、——m²、借受人——名、貸付人——名から利用権設定されるものです。

なお、これらの案件は農業基盤強化法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） くるみ営農組合の耕作面積が0 m²になっているが、新しくできた組合なのか。

（事務局） 農地管理システムに同じ名前が複数登録しており、農事組合法人を選択したミスでした。申し訳ありませんでした。くるみ営農組合は、実際には23ヘクタールの経営面積があります。

（**委員） 株式会社C・R・VILLAGEとは、どんな会社か。

（事務局） 本社は、高岡市伏木にありまして、近いうちに市内幸町に事務所を開設する予定ときいています。高岡市での農地経営の実績はありませんが、氷見ではレタスを中心に野菜を栽培することにしており、遊休農地の活用が期待されます。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を

与える件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える

件について説明申し上げます。それでは、*ページをご覧ください。

番号1、申請地は氷見市**——番—— m^2 を、譲渡人氷見市**
——番地(氏名**)から、譲受人氷見市**——番地(氏名**)
*)へ所有権を移転するものです。

番号2は親子間での贈与による所有権移転で、申請地は氷見市**
——番ほか——筆—— m^2 を、譲渡人氷見市**——番地(氏名**)
***)から、譲受人氷見市**——番地(氏名**)へ所有権を移転
するものです。

番号3、申請地は氷見市**——番ほか——筆—— m^2 を、譲渡人氷
見市**——番地(氏名**)から、譲受人氷見市**——番地(氏
名**)へ所有権を移転するものです。

番号4、申請地は氷見市**——番——筆—— m^2 を、譲渡人氷見市
——番地(氏名)から、譲受人氷見市**——番地(氏名
**)へ所有権を移転するものです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の
要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いし
ます。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長(会長) 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請
に対し許可を与える件、一件について原案のとおり許可を与えることと
いたします。

□議長(会長) 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に
対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による

許可申請に対し意見を付する件、一件につきまして、説明申し上げます。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

資料の—ページをご覧ください。

番号1、地区は—です。

この案件は農地法第4条の規程による許可申請です。

申請人が富山市**—番地（氏名**）

申請地は、氷見市**—番、地目は登記が田、現況は宅地、面積は—m²です。農地区分は第3種農地で、転用目的は—です。

資料の—ページの矢印の先の斜線部分が申請地になります。

なお、この案件は、無断転用に該当しており、始末書の提出を受けています。

番号2、地区は—です。

譲受人が氷見市**—番地（氏名**）

譲渡人が氷見市**—番地（氏名**）

申請地は氷見市**—番、地目は登記が田、現況は畑、面積は—m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的は—、権利は—です。

資料の—ページの矢印の先の斜線部分が申請地になります。

番号3、地区は—です。

譲受人が氷見市**—番地（氏名**）

譲渡人が氷見市**—番地（氏名**）

申請地は氷見市**—番、地目は登記、現況ともに畑、面積は—m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的は—、権利は—です。

資料の—ページの矢印の先の斜線部分が申請地になります。

引き続き、許可基準について説明を行う。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と*委員による現地調査について、報告を受けたいと思います。

**委員にお願いします。

(* *委員) 先般*月**日、わたくしと**委員及び事務局員で実施しました現

地調査の結果について報告いたします。

今回の案件3件につきまして、隣接地との境界が画定していることを確認いたしました。また、転用後における用排水路への影響や、周辺農地への影響にも問題がないことを確認いたしました。

また、今回の案件3件のうち、隣接農地がある番号2番は隣接農地耕作者からの承諾書が添付されています。

あと、3件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されております。

なお、番号2番の申請地は、既に住宅敷地への進入路として利用されており、違反転用にあたることから、始末書の提出を求め、これを受けています。

以上、今回の案件3件は、違反転用の案件もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件』、3件について原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について、説明申し上げます。

資料の——ページをご覧ください。

地区は、——です。

申請人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、地目は、登記が畑、現況は山林、面積は——m²です。

目的は、非農地認定による非農地通知書交付申請があったものです。

資料の——ページの矢印の先の斜線部分が申請地です。

お手元に配布した追加資料1番、2番をご覧ください。調査したところ、登記地目は畑ですが、現地にはスギが植栽されており、樹齢は10齡級以上、植栽後50年以上とみられ、農地として原状回復は困難と思われる、非農地と認定できるものであります。

今回、申請のあった非農地認定につきましては、県営治山事業で堰堤設置工事のため、治山事業として維持管理上保安林とすることとしています。このため地目が農地ではなく山林であることが必要であり、山林への地目変更登記の申請を行うために、該当地が非農地である旨の通知書の添付が必要となり、追加資料3番の様式により土地所有者に対し、非農地通知書を交付するものです。

以上でございます。

今回、付された案件について、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願います。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と**委員と**委員による現地調査について、報告を受けたいと思います。
**委員にお願いします。

(* *委員) 先般*月**日、わたくしと**委員、**委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

現地については、お手元の追加資料1の現況写真のとおりスギが植栽された状態でした。

現在の状況は、追加資料2の現況写真のとおり、樹木伐採後、治山事業による堰堤設置工事が進められています。樹木伐採後の切り株の太さが50cmから70cmであることから、10齡級（50年程度）から12齡級（60年程度）であり、植栽後50年以上経過しているといえます。

このことから今後、農地としての原状回復は困難と判断しました。

以上、今回の件について、非農地として認定することをご報告させていただきます。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第4号議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について、原案のとおり非農地と認定することといたします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会5月度定例総会を終了します。

次回、6月度定例総会は、6月3日（金）の午後3時から、本日と同じ場所、市役所C棟2階の201会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年5月6日

議 長

署名委員

署名委員